

高石市工事等の発注の見通し等に係る情報の公表に関する要綱

(平成 20 年高石市告示第 40 号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、工事並びに工事に係る設計、測量及び調査業務（以下「工事等」という。）の発注の見通し並びに入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表について、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象となる工事等)

第2条 この要綱による公表の対象となる工事等（以下「対象工事等」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事等であって秘密にする必要があるものを除く。

- (1) 工事のうち予定価格が 130 万円を超え、250 万円以下のもの。ただし、次条の規定による公表の対象となるものは、予定価格が 130 万円を超え、250 万円以下と見込まれるもの
- (2) 工事に係る設計、測量及び調査業務のうち予定価格が 50 万円を超えるもの。ただし、次条の規定による公表の対象となるものは、予定価格が 50 万円を超えると見込まれるもの

(発注の見通しに関する事項の公表)

第3条 市長は、毎年度、4月1日（当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあっては、予算の成立の日）以後、速やかに、当該年度に発注することが見込まれる対象工事等に係る次の各号に定めるものの見通しに関する事項を公表するものとする。

- (1) 対象工事等の名称、場所、期間、種別及び概要
- (2) 入札及び契約の方法
- (3) 入札を行う時期（随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期）

2 市長は、前項の規定により公表した事項を隨時見直し、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を見直しの都度、速やかに、公表するものとする。

(入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表)

第4条 市長は、次に掲げる事項を定め、又は作成したときは、速やかに、当該事項を公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治令」という。）第 167 条の 11 第 2 項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿
- (2) 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準

2 市長は、対象工事等の入札を執行したとき（第 6 号及び第 7 号にあっては契約を締結したとき）は、当該対象工事等ごとに、速やかに、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由
- (2) 入札者の商号又は名称及び入札金額（随意契約を行った場合を除く。）
- (3) 落札者の商号又は名称及び落札金額（随意契約を行った場合を除く。）
- (4) 自治令第 167 条の 10 第 1 項（自治令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）

の規定により最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由

- (5) 自治令第 167 条の 10 第 2 項（自治令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設け最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称

- (6) 次に掲げる契約の内容

- ア 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- イ 工事等の名称、場所、種別及び概要
- ウ 工事等の着手及び完成の時期又は履行期間
- エ 契約金額

- (7) 隨意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由

- 3 市長は、前項の工事等について契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、速やかに、変更後の契約に係る同項第 6 号イからエまでに掲げる事項及び変更の理由を公表するものとする。

（公表の方法及び期間）

第 5 条 第 3 条及び前条の規定による公表は、行政資料コーナーにおいて閲覧に供する方法によるものとする。ただし、必要に応じて、高石市ホームページへの掲載その他の措置を講じができるものとする。

- 2 公表の期間は、第 3 条に規定する事項については当該年度の 3 月 31 日まで、前条に規定する事項については公表の翌日から起算して 1 年を経過する日までとする。

附 則

この要綱は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年高石市告示第 17 号）

この要綱は、平成 22 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年高石市告示第 44 号）

この要綱は、平成 22 年 4 月 21 日から施行する。